

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 農林水産省

No	4
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）
要望項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の延長
要望内容（概要）	<p>肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を3年延長すること。</p> <p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農業を営む個人が飼育した免税対象飼育牛（一頭当たりの売却価額100万円（交雑種は80万円、乳用種は50万円）未満の肉用牛又は高等登録牛）を、家畜市場、中央卸売市場、農林水産大臣が認定した食肉市場等において売却した場合又は飼育した生後1年未満の肉用子牛を農林水産大臣が指定した農業協同組合若しくは同連合会に委託して売却した場合の所得に係る個人住民税（所得割）を免除。（昭和43年度創設） また、租税特別措置法の規定によって、農地所有適格法人が飼養した免税対象飼育牛の売却による利益の額を事業所得の計算上、損金の額に算入することにより、法人住民税（法人税割）及び法人事業税の課税標準が減額。</p> <p>・特例措置の内容 農業を営む個人が、売却した免税対象飼育牛が1,500頭以内であるときは、その所得に係る住民税を免除。農地所有適格法人が売却した免税対象飼育牛による利益の額（1,500頭以内）を損金の額に算入する。</p>
関係条文	地法附6、措法67の3
減収見込額	<p>[初年度] - (▲11,694) [平年度] - (▲11,694)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>
要望理由	<p>(1) 政策目的 本特例措置は、我が国の肉用牛経営が本特例措置を活用することにより、「食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）」（目標年度令和12年度）において定めている、牛肉需要の長期見通しに即した牛肉の生産数量の目標達成に向け、規模拡大等による経営体質の強化により経営の安定化を図り、国民から求められる国産牛肉の安定供給を確保するとともに、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土保全・有効活用、雇用の創出等による地域経済の活力の維持、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において重点品目に選定された牛肉の輸出拡大に資する。</p> <p>(2) 施策の必要性 肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く、投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。 また、高齢化に伴う離農が進展する中、中国における需要増加や昨今のウクライナ情勢に伴う飼料穀物の価格高騰による生産コストの増加や、国際経済連携協定に基づく段階的な関税削減の影響が懸念されるなど、肉用牛経営は引き続き厳しい環境にある。 さらに、「食料・農業・農村基本計画」に掲げた令和12年度までに5兆円とする新たな輸出額目標（牛肉：3,600億円）の実現に向けて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき政府一体となって更なる輸出拡大に取り組んでおり、輸出を含めた国内外の牛肉需要に対応するため、生産基盤の強化が不可欠である。 今後とも肉用牛経営の安定と国民から求められる国産牛肉の安定供給を図っていくためには、引き続き、本特例措置の継続が必要不可欠である。</p>
本要望に対応する縮減案	-

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の持続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 農業の持続的な発展</p> <p>[政策分野] 要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化</p>																							
	政策の達成目標	<p>「食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）」における令和12年度※の牛肉（部分肉）生産量を達成目標としている。</p> <p>※目標年度については、食料・農業・農村基本計画において10年後の数値目標が設定されることから令和12年度とした（5年毎に見直し）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">目 標</th> </tr> <tr> <th>平成30年度(A)</th> <th>令和12年度(B)</th> <th>年平均伸び率(%) (30~12年度)</th> <th>比率(%) (B)/(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉（部分肉）生産量 ＜枝肉換算＞ (単位：万トン)</td> <td>33 <48></td> <td>40 <57></td> <td>0.58</td> <td>147</td> </tr> </tbody> </table>		目 標				平成30年度(A)	令和12年度(B)	年平均伸び率(%) (30~12年度)	比率(%) (B)/(A)	牛肉（部分肉）生産量 ＜枝肉換算＞ (単位：万トン)	33 <48>	40 <57>	0.58	147									
		目 標																							
		平成30年度(A)	令和12年度(B)	年平均伸び率(%) (30~12年度)	比率(%) (B)/(A)																				
牛肉（部分肉）生産量 ＜枝肉換算＞ (単位：万トン)	33 <48>	40 <57>	0.58	147																					
税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和7年度から令和9年度まで																								
同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																								
政策目標の達成状況	<p>本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。</p> <p>[牛肉生産量の推移]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉（部分肉）生産量 ＜枝肉換算＞ (単位：万トン)</td> <td>33 <48></td> <td>33 <47></td> <td>34 <48></td> <td>34 <48></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（農林水産省：食肉流通統計）</p>		30年度	元年度	2年度	3年度	牛肉（部分肉）生産量 ＜枝肉換算＞ (単位：万トン)	33 <48>	33 <47>	34 <48>	34 <48>														
		30年度	元年度	2年度	3年度																				
牛肉（部分肉）生産量 ＜枝肉換算＞ (単位：万トン)	33 <48>	33 <47>	34 <48>	34 <48>																					
要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>3年度 (見込み)</th> <th>4年度 (見込み)</th> <th>5年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>22,013</td> <td>22,013</td> <td>22,013</td> </tr> <tr> <td>減税額（百万円）</td> <td>11,694</td> <td>11,694</td> <td>11,694</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>6年度 (見込み)</th> <th>7年度 (見込み)</th> <th>8年度 (見込み)</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>22,013</td> <td>22,013</td> <td>22,013</td> </tr> <tr> <td>減税額（百万円）</td> <td>11,694</td> <td>11,694</td> <td>11,694</td> </tr> </tbody> </table>	区分	3年度 (見込み)	4年度 (見込み)	5年度 (見込み)	件数	22,013	22,013	22,013	減税額（百万円）	11,694	11,694	11,694	区分	6年度 (見込み)	7年度 (見込み)	8年度 (見込み)	件数	22,013	22,013	22,013	減税額（百万円）	11,694	11,694	11,694
区分	3年度 (見込み)	4年度 (見込み)	5年度 (見込み)																						
件数	22,013	22,013	22,013																						
減税額（百万円）	11,694	11,694	11,694																						
区分	6年度 (見込み)	7年度 (見込み)	8年度 (見込み)																						
件数	22,013	22,013	22,013																						
減税額（百万円）	11,694	11,694	11,694																						
有効性	要望の措置の適用見込み	（上記の表参照）																							
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。また、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土の保全・有効活用等による地域経済の活力維持に寄与する。</p>																							

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置（国税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>肉用子牛生産者補給金制度（令和4年度 66,227 百万円） 肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に国から補給金を交付。</p> <p>肉用牛肥育経営安定交付金制度（令和4年度 97,726 百万円） 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の一部を交付金として交付。</p> <p>肉用牛経営安定対策補完事業（令和4年度 3,636 百万円） 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備の支援、離島及び山振地域における肉用子牛の集出荷促進及び、繁殖雌牛の増頭の取組を支援する。</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本特例措置は、上記予算措置とともに、資金効率が悪く、経営リスクの高い肉用牛経営の安定を図るとともに、規模拡大等による経営体質の強化を促進し、国産牛肉の安定的な供給に資するものである。
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、国産牛肉の安定供給を図るための肉用牛生産振興対策の一つとして発足し、我が国の肉用牛生産振興上、重要な役割を果たしてきている。また、離島や山振地域等の条件不利地域等における国土の有効利用と地域振興に寄与している。</p> <p>これまで本特例措置の適用を受けてきたが、高齢化に伴う離農が進展する中、昨今のウクライナ情勢の緊迫化に伴う飼料穀物や原油等の価格高騰による生産コストの増加や、国際経済連携協定に基づく段階的な関税削減の影響が懸念されるなど、肉用牛経営は引き続き厳しい環境にある。</p> <p>さらに、「食料・農業・農村基本計画」に掲げた令和12年度までに5兆円とする新たな輸出額目標（牛肉：3,600億円）の実現に向けて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき政府一体となって更なる輸出拡大に取り組んでおり、輸出を含めた国内外の牛肉需要に対応するため、さらなる生産基盤の強化が不可欠である。</p> <p>このため、肉用牛農家の経営の安定を図り、条件不利地域の産業基盤の維持、新たな雇用の創出を促し、輸出を拡大していく上でも本特例措置について、適用期限を延長する必要がある。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>22,699</td> <td>21,361</td> <td>19,267</td> </tr> <tr> <td>減税額(百万円)</td> <td>12,493</td> <td>12,044</td> <td>8,878</td> </tr> </table>	区分	30年度	元年度	2年度	件数	22,699	21,361	19,267	減税額(百万円)	12,493	12,044	8,878							
	区分	30年度	元年度	2年度																
	件数	22,699	21,361	19,267																
減税額(百万円)	12,493	12,044	8,878																	
<table border="1"> <tr> <th>道府県民税</th> <th>事業税</th> <th>市町村民税</th> <th>地方法人特別税</th> </tr> <tr> <td>104,122</td> <td>2,012,048</td> <td>498,303</td> <td>768,497</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <p>(令和2年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第208回国会報告))</p>	道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税	104,122	2,012,048	498,303	768,497												
道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税																	
104,122	2,012,048	498,303	768,497																	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>																				
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。</p> <p>[肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数の推移]</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>30年 (実績)</td> <td>31年 (実績)*</td> <td>2年 (実績)</td> <td>3年 (実績)</td> </tr> <tr> <td>1戸当たりの頭数</td> <td>52.0</td> <td>54.1 (55.4)</td> <td>58.2</td> <td>61.9</td> </tr> </table> <p>※:令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の集計結果を用いて集計した平成31年の数値を括弧内に参考値として記載(農林水産省:畜産統計)</p> <p>[特例措置適用者の1戸当たりの飼養頭数の推移]</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2年 (実績)</td> <td>3年 (実績)</td> </tr> <tr> <td>1戸当たりの頭数(個人)</td> <td>45.8</td> <td>51.7</td> </tr> <tr> <td>1戸当たりの頭数(法人)</td> <td>949.2</td> <td>1,099.8</td> </tr> </table> <p>(食肉鶏卵課:肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査(令和3年))</p> <p>1戸当たりの飼養頭数は増加しており、規模拡大は進んでいる。</p>		30年 (実績)	31年 (実績)*	2年 (実績)	3年 (実績)	1戸当たりの頭数	52.0	54.1 (55.4)	58.2	61.9		2年 (実績)	3年 (実績)	1戸当たりの頭数(個人)	45.8	51.7	1戸当たりの頭数(法人)	949.2	1,099.8
	30年 (実績)	31年 (実績)*	2年 (実績)	3年 (実績)																
1戸当たりの頭数	52.0	54.1 (55.4)	58.2	61.9																
	2年 (実績)	3年 (実績)																		
1戸当たりの頭数(個人)	45.8	51.7																		
1戸当たりの頭数(法人)	949.2	1,099.8																		
<p>前回要望時の達成目標</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <th colspan="4">目 標</th> </tr> <tr> <td></td> <td>平成25年度(A)</td> <td>平成37年度(B)</td> <td>年平均伸び率(%) (25~37年度)</td> <td>比率(%) (B)/(A)</td> </tr> <tr> <td>牛肉(枝肉)生産量 (単位:万トン)</td> <td>51</td> <td>52</td> <td>0.16</td> <td>102</td> </tr> </table>		目 標					平成25年度(A)	平成37年度(B)	年平均伸び率(%) (25~37年度)	比率(%) (B)/(A)	牛肉(枝肉)生産量 (単位:万トン)	51	52	0.16	102				
	目 標																			
	平成25年度(A)	平成37年度(B)	年平均伸び率(%) (25~37年度)	比率(%) (B)/(A)																
牛肉(枝肉)生産量 (単位:万トン)	51	52	0.16	102																
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>前回要望時(令和元年)において、目標としていた牛肉生産量52万トン(目標年度は平成37年度)に対し、令和元年度以降、牛肉の生産量は前年度を上回って推移したものの、令和3年度実績は48万トンにとどまった。</p> <p>この主な要因として、肉用牛繁殖雌牛は増加傾向で推移し、1戸当たりの飼養頭数は拡大しているものの、肉用子牛生産者の高齢化等の進展により小規模層を中心に飼養戸数が減少したため、牛肉生産量の大幅な増加にはならなかったことが考えられる。</p>																			

<p>これまでの要望経緯</p>	<p>令和2年度：延長 平成29年度：延長 平成26年度：延長 平成23年度：延長、1戸当たり売却頭数に上限を見直し（2,000頭から1,500頭）、1頭当たり売却価額の上限を見直し（交雑種の売却価額100万円から80万円） 平成20年度：延長、1戸当たり売却価額に上限（2,000頭）を設定、1頭当たり売却価額の上限を見直し（乳用種の売却価額100万円から50万円） 平成17年度：延長、適用期間を5年間から3年間に短縮 平成16年度：農業災害補償法の改正に伴う規定の整備 平成12年度：延長 平成8年度：延長 平成3年度：延長、農協等の指定要件の変更、農協等への委託販売の対象に肉専用種子牛を拡大 昭和61年度：延長 昭和57年度：延長、子牛の生産の用に供されたことのない乳用雌牛の追加、100万円以上の肉用牛を課税 昭和53年度：延長 昭和50年度：乳用雄子牛の価格安定事業を行う農林水産大臣の指定路受けた農協等を追加 昭和48年度：延長 昭和46年度：食肉センター等のうち農林水産大臣の認定を受けた市場を追加 昭和45年度：条例市場のうち農林水産大臣の認定を受けた市場を追加 昭和43年度：創設</p>
------------------	--